

議案第18号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成11年 3月11日

三朝町長 吉田 秀光

平成11年3月24日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第12条の2の次に次の1条を加える。

第12条の3 地方税法等の一部を改正する法律附則第8条の規定に基づき、平成11年度分の固定資産税については、法附則第18条の4の規定を適用しないこととする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。